

市町村合併推進審議会答申（案）

1. はじめに
2. 地方自治体を取り巻く情勢
3. 高知県の市町村の状況
4. 長期的に見て望ましい本県の基礎自治体のあり方
 - (1) 地域における社会生活の維持・再生・活性化
 - (2) 自治体の広域化による「規模の経済」の追求
 - (3) 「地域の力」「住民の力」の発揮による新たな地域経営の試み
 - (4) 合併による広域の基礎自治体への再編
 - (5) 地域づくりの基盤整備と県の役割
 - (6) 具体的な市町村の組み合わせ（広域化の枠組み）
5. 広域の基礎自治体に取り組むべき課題
 - (1) 「安心して暮らせる地域社会」の維持（住民の生活機能の維持）
 - (2) 住民と行政の協働による自治と人づくり・教育の重要性
6. 長期的に見て望ましい基礎自治体の実現に向けて
 - (1) 合併新法期限内の合併の取り組み
 - (2) 将来の広域合併に向けた広域行政の拡充・活用
 - (3) 合併新法期限後の取り組み
 - (4) 広域の基礎自治体と県の関係・役割分担
7. おわりに

1. はじめに

昨年5月、政府は「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）に基づき、「自主的な市町村合併を推進するための基本的指針」（総務大臣告示）を定め、都道府県に対して、市町村の合併の推進に関する構想の作成と構想の内容を審議・検討する審議会の設置を要請しました。

旧の合併特例法のもとで、全国的に市町村の合併が進み、平成18年10月現在、市町村数は1,817に減少しました。高知県でも、本年3月までに、市町村数は35にまで減りましたが、合併を望みながらも様々な事情で実現に至らなかったケースもあり、小規模な町村が多く残る結果となっています。〔資料1〕

この間の「三位一体の改革」をはじめとする「地方税財政の改革」のもとで、急速に悪化した財政状況、全国動向よりも先行している人口減少と高齢化など、県内市町村の地域経営をめぐる状況は大変厳しいものがあります。

県は、市町村が自立した基礎自治体としての役割を担っていくために、合併は引き続き有力な選択肢であるという考え方に立ち、今後の各地域での合併論議につなげていくため、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を作成することにしました。

当審議会は、どのような構想を作成すべきかについて、高知県知事から意見を求められました。その際、合併新法の期限にとらわれることなく、まず長期的に見て望ましい市町村の将来像を描いたうえで、法の期限内で考えられる取り組みや、将来望ましい姿に至るまでのプロセス、課題など、幅広く審議することを要請されましたので、平成17年11月以降、14回にわたり議論を積み重ねてきました。

言うまでもなく、合併は目的ではなく手段であって、問題の焦点はこれからの自治体経営のあり方であるという観点から、基礎自治体のあり方について議論してきました。この度、一定のとりまとめができましたので答申いたします。

2. 地方自治体を取り巻く情勢

地方分権一括法(1999.7)以降の地方行財政改革においては、市町村合併を軸に、自治体行財政の縮小・民営化と地方交付税の漸次的な縮減が進められてきましたが、2004年に至って、地方税財政(「三位一体改革」)・自治体行政体制(地方独立行政法人法や指定管理者制度など)・地方自治制度(市町村合併の推進、道州制の検討など)の三つの分野にわたる「地方構造改革」が一挙に本格化しました。

現在、この「地方構造改革」をめぐる、とりわけ地方交付税のあり方をめぐって活発な論争が展開されています。総務大臣の諮問会議から「新型交付税」が提唱される一方、財務省や経済界からは、交付税総額の抑制・削減を企図して交付税の法定率引き下げが提案されています。他方、地方6団体は、自治体が配分に関与する「地方共有税」を提唱しています。

その背景には、巨額の長期債務を抱える国・地方の行財政改革の必要性や地方分権の担い手として自治体を再構築する必要性などに加えて、今後日本社会全体が人口減少・高齢社会に突入していくという長期にわたる社会経済的要因があります。当然、生産年齢人口も減少していきますから、国・地方ともに行財政サービスの現状が維持されることはありえないと思われます。

今後の日本の社会動向については不確定要素がありますが、いずれにしても、従来型の地方自治・地方行財政の枠組みではやっていけず、大胆な発想の転換によるシステムの大規模な変革が必要であることは間違いありません。地方分権の時代にふさわしい知恵と工夫

が求められています。

もちろん、地方分権の時代にそれぞれの地域が自前の地域づくりを目指すとは言っても、そのための基盤整備や国民への最低限の公共サービス（ナショナル・ミニマム）に対する国の責任が免除されるわけではありません。それはそれとして、今後とも地方の立場から国に対して積極的に要望・提言していくべきだし、県は今後とも積極的な役割を果たすべきです。

ただ、国が行政権限や財源の多くをコントロールし地方に配分するという従来のシステムが行き詰っていること、これからは地方が地域社会の活性化のための知恵や仕掛けを考え出し、それを国が支援していく時代へと転換していかなばならないこともたしかです。今日、地方が直面している困難に対しては、これまでの手慣れたやり方（国がメニューとか見本を用意する方式）では対処することができなくなっています。単に国と地方の財政が破綻状況にあるというだけでなく、地域経済の活性化であれ、介護・福祉であれ、環境問題であれ、問題そのものが国が号令をかけて画一的に解決できるようなものではなくなっているからです。

その意味で、地方分権は避けて通れない課題であり、それを担うに足る自治能力と行政能力を備えた基礎自治体づくりが重要となっています。

3．高知県の市町村の状況

高知県は、ずっと以前から人口減少が始まっており、高齢化においても他地域に先行しています。そのなかで、高知県と県内市町村の財政は、経常収支比率、実質公債比率など各種財政指標から見ても、きわめて厳しい状況にあります。〔資料2〕

「三位一体改革」により、県内の市町村は、2004年度と2005年度の2年間で地方交付税が約85億円削減され、国庫補助負担金の減少とあわせて、財政的に多大の影響を受けています。

大半の自治体が基金の取崩しによって財源不足を補っており、その結果、財政調整的な基金の残高は、2006年度末でピーク時（2001年度末）の約半分となる見込みであり、基金が底をつきかけた自治体も出ています。このような状況のなかで、普通建設事業はピーク時（1999）の3分の1以下の水準にまで激減しています。

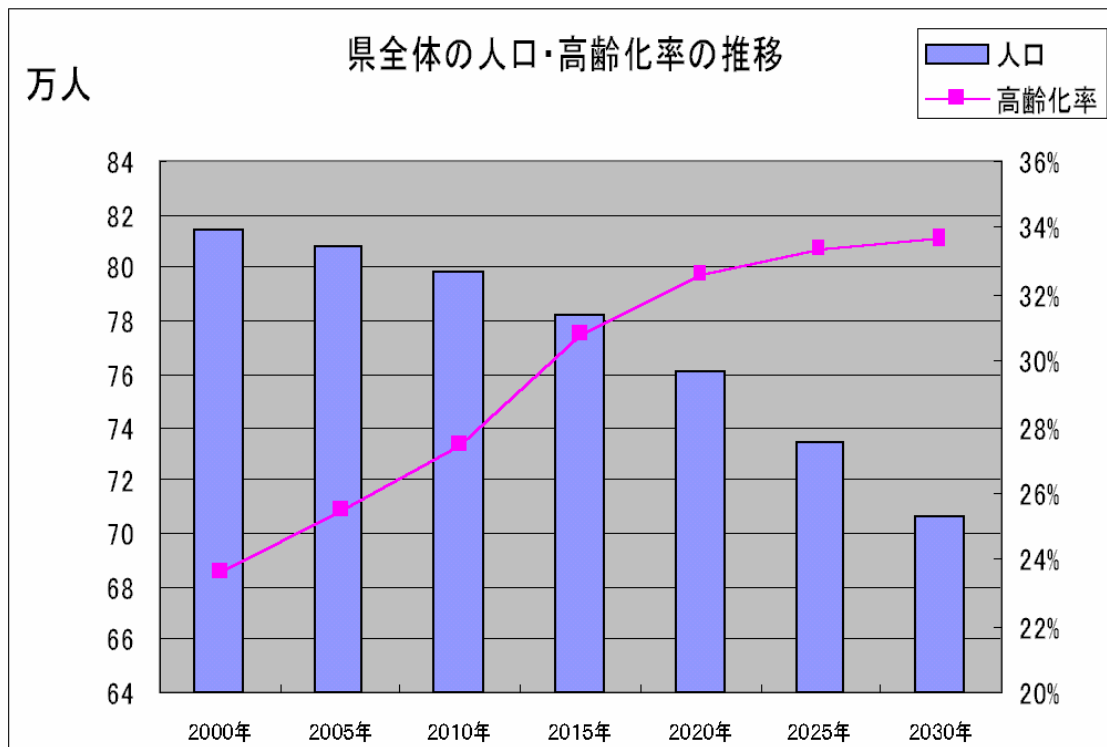
今後、人口減少と高齢化によって、税収や地方交付税などの歳入の減少は避けられず、他方で、福祉や医療に要する経費は増加し、団塊の世代の退職手当の急増も加わり、財政の硬直化がますます進むことが懸念されています。

このような厳しい財政事情のもとでの地域づくり・自治体づくりの重要課題は、財政的安定と行政能力の向上、そして公共部門・公共事業依存型産業構造からの脱却です。それらの課題に取り組むためには、高知に固有の条件を踏まえつつ、地域社会・自治体の長期

ビジョンを主体的に考えていくことが何よりも大切です。

その場合、高知県の人口動態予測から見て、人口減少傾向は続くものの高齢化率が30%を超えてやや安定化する2020～30年頃を想定して長期構想を考えるのが妥当だと思われる。また、現在の日本の社会経済情勢が大きくは変わらないとすれば、この時期には道州制が導入されている可能性もあります。そうなれば、現在の県の業務の相当部分が基礎自治体に移管されます。

【図1】



出典:「日本の市区町村別将来推計人口ー平成12～42年ー」
(国立社会保障・人口問題研究所 編集)

4. 長期的に見て望ましい本県の基礎自治体のあり方

(1) 地域における社会生活の維持・再生・活性化

人口減少が続き、かつ高齢化率が30%を超えるような状況の中でも、なおかつ地域における社会生活(コミュニティライフ)を維持し、さらに再生・活性化の展望を切り開くためには、何が必要でしょうか。

社会経済構造の変化は新たな公共サービスのしくみづくりを要請します。そのために必要な財源は確保しなければなりません。また産業振興など地域経済活性化のための投資的経費も確保する必要があります。それらのためには自治体の財政構造の安定化と弾力性の

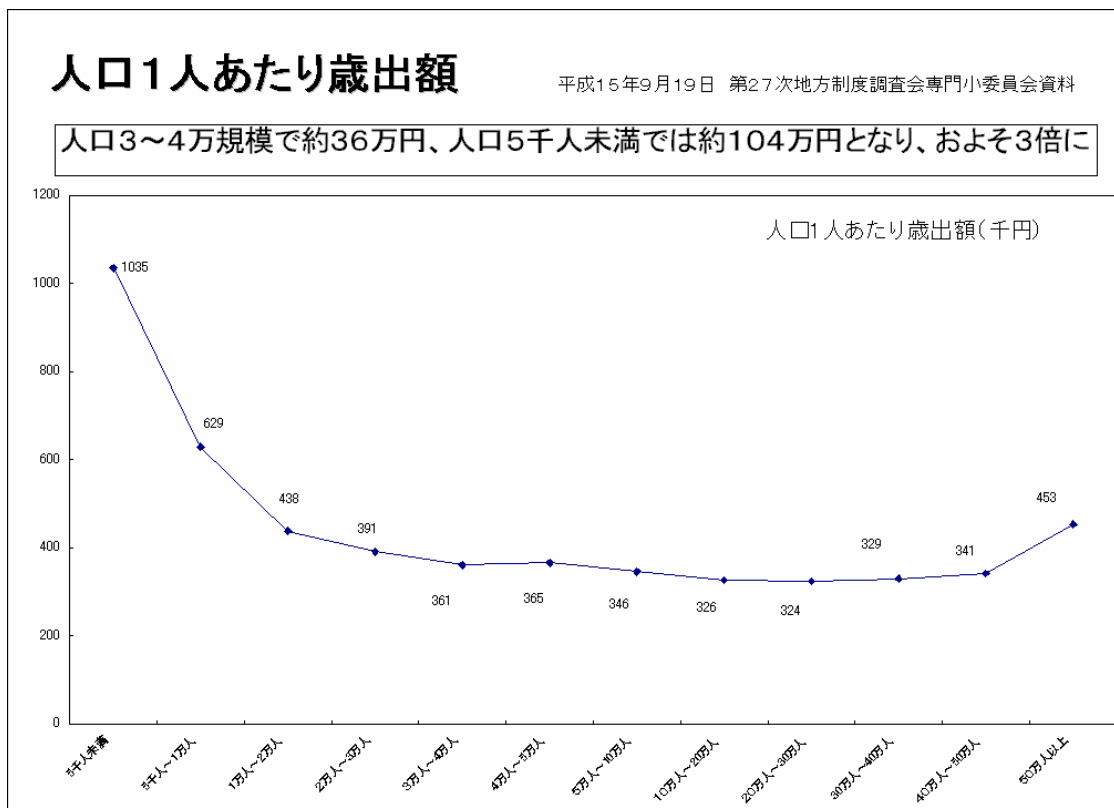
回復が必要です。

国と地方の財政危機の現状、実質公債比率が18%を超える市町村が43%を占め、経常収支比率が90%を超えて100%に近づく市町村が大半を占める県内市町村の今後の財政見通しを踏まえるならば、長期的には行財政の効率化（行財政のスリム化・コストダウン）を徹底して追求せざるをえないと思われます。各市町村とも普通建設事業の抑制や人件費の削減などに取り組んでいますが、現行の枠組みの中での各自治体の自助努力＝行財政改革による経常経費・固定経費節減だけでは早晩限界につき当るのではないかと予想されます。

（2）自治体の広域化による「規模の経済」の追求

行財政効率化の一つの方向は自治体の広域化による「規模の経済」の追求です。自治体の人口規模と歳出の関係について経験的なデータが示すところでは、一般に住民一人当たりの行政経費は人口5万人あたりまで急激に低下していき、30万人あたりから上昇に転じます。ただし面積が大きく人口密度が小さいほど経費は高くつきますから、過疎地の多い高知の場合、全国平均より高くなります。

【図2】



出典：「市町村別決算状況調」（平成13年度）

そこで、行政経費と人口・面積の関係、および公共サービスへのアクセス可能性（1時間程度の時間距離）という要因を考慮して、安定的かつある程度の弾力性をもった行財政運営が可能な自治体を考えるということになると、高知県の地理的特性からして、面積的には相当広域の自治体になります。

このような面積が広く人口密度が小さい広域自治体に再編することが、行政経費の節減という点で現実的かつ有効であるのかどうか、疑問を持たれる向きがあるかもしれませんが、今後更に整備される必要があるとはいえ、交通基盤や情報通信基盤はかつてと比較にならないほど改善されています。それを背景とする生活圏（通勤・通学・消費動向）の拡大も相当広域になっていますし、広域的な行政圏の実績もあります。

IT（情報通信技術）の活用などを含め、広域で集約・統合できる行政事務については、最大限「規模の経済」を追求することで、行財政の効率化を図ることは十分現実的かつ可能だと考えられます。

ただ、ITの導入については、どのような行政事務・行政サービスに、どのような形で活用するのか、住民の側のニーズはどの程度あるのか、住民の情報リテラシーの現状はどのようなのか、コスト・パフォーマンス（費用対効果）はどのようなのか等、需要サイドに立った十分な調査とシステムづくりの構想を欠くと、「第二のハコモノ」と化すことは最近の事例が教えています。供給サイド（情報通信産業）の動向に振り回されずに、あくまでも地域の実情を踏まえた主体的な取り組みを心がけることが大切です。

（3）「地域の力」「住民の力」の発揮による新たな地域経営の試み

行財政スリム化のもう一つの方策は、行政と社会の関係を変える、何でもかんでも行政に依存するような生き方・暮らし方を改める、つまり「地域の力」「住民の力」を最大限発揮するという方向です。

人口減少社会は目前に迫っていますが、中央と地方政府の財政サービスの現状が維持されることはありえない以上、大胆な発想の転換による行財政システム全般の大幅な変革が必要になっています。あらためて、行政と民間企業・NPO・住民との役割分担（公私の守備範囲）を見直すとともに、NPOやボランティアの活動に対し行政による適切な支援を行なうことが大切です。住民の参画による財政意識の向上など、地域住民が政策を取捨選択できるしくみを作っていくことも大切です。

他方、地球的レベルで深刻化が予想される資源・エネルギー・環境問題、防災・危機管理の備えなど新たな政策課題への対応、国・地方にわたる財政破綻などの困難を打開する活路は、地域の資源（人と自然）を最大限活用すること、「民の力を最大限発揮する」こと以外にはありません。

経済のグローバル化が進展し、企業誘致や国の補助金・地方交付税頼みの、いわば中央依存・外部依存型の地域振興策がはかばかしい結果を生まない状況のなかで、自前の地域

づくりを考えて地域の経済基盤を強化していくことが求められていますが、その成否を左右するのも、結局は「地域の力」であり「住民の力」です。

そういう意味でも、地域住民自身のなかに、自分たちの地域を支えていく気概や協力・協働の風潮を醸成していくことが大変重要になります。

(4) 合併による広域の基礎自治体への再編

長期的に見るならば、今後地方交付税が削減される場合も想定した高知県内市町村の財政シミュレーションの結果から考えても、相当程度の人口規模の自治体への合併を構想せざるをえないというのが本審議会の共通認識ですが、ただ、以下のような問題・課題に留意する必要があります。

県中央部に人口の過半が集中し中山間地域の過疎化が顕著な高知県においては、相当程度の人口規模の自治体を構想する場合、広大な地域に（地方）都市的地域と農漁村地域が散在するという従来とはまったく違ったタイプの自治体（「市」）になります。昭和の合併で見られたような周辺地域の衰退を防ぐためには、少なくとも政策面で、都市的地域が農山村地域を支えるような施策が必要です。さらには、新たな自治体運営のしくみや方法について、また、住民の暮らしを支えるコミュニティ・レベルの基礎的な対人社会サービスを維持するしくみや方法について、十分に検討しておく必要があります。

(5) 地域づくりの基盤整備と県の役割

本審議会が構想する相当広域の基礎自治体において、コミュニティ・レベルの生活機能を維持するための公共サービスへのアクセスを保障し、同時に産業振興のための基盤を成す社会資本として、道路交通基盤の整備は何よりも重要な課題です。とりわけ面積が広大で中山間地域を抱える広域基礎自治体における社会資本整備については、県が優先的・重点的な投資を考慮することが必要です。

また、県と市町村の重複行政を排除し、余剰人員と財源を過疎地における行政サービスに充当するような方向も検討する必要があります。

そして、それぞれの広域基礎自治体における地域振興・産業振興においても、県はプランナー、コーディネーターとしての役割を強化し、積極的にビジョンを提起することが求められています。

(6) 具体的な市町村の組み合わせ（広域化の枠組み）

さて、相当程度の人口規模の広域基礎自治体を構想するという場合、現存の市町村のどのような組み合わせが考えられるでしょうか。

流域圏の一体性を重視する、これまでの広域行政の実績を重視する、あるいは道州制の導入を想定しておく等、いろんな視点があり得ますが、財政の安定的運営と公共サービスへのアクセス確保（1時間以内の時間距離）の二つの要素を軸に具体的に考えると、県全体を県中央部（高知市・嶺北・仁淀川流域）とその東（安芸・南国香美・香南）と西（高幡・幡多）の3ブロックに再編する、あるいは県中央部（高知市・嶺北と仁淀川流域）、西部（高幡と幡多）、東部（安芸と南国・香美・香南）をそれぞれ2ブロックとし、全体として6つの広域基礎自治体に再編するといった方向が出てきます。いずれの場合も、従来の自治体（「市」）のイメージとはかなり違ったものになります。

前者は、どちらかと言うと、道州制の導入を見越して、最初から南四国に人口規模の大きな基礎自治体を構想し業務の移管に備えた方がよいといった考え方が強く出ていますが、面積の広さや社会資本の未整備を考えると、住民が具体的イメージと一体感を持ちにくい面があります。

他方、後者は、これまでに積み上げられてきた広域的な行政圏・生活圏・商圈・通学圏・通勤圏などのまとまりをベースにしており、地域的な一体性の醸成という点では現実的だとも言えます。ただ、かなり急激な人口減少が懸念される地域もあります。

〔結論部分〕

5. 広域の基礎自治体が取り組むべき課題

（1）「安心して暮らせる地域社会」の維持（住民の生活機能の維持）

広域で集約・統合できる公共サービス（ゴミ処理、介護認定、国保・介護の保険財政、教育委員会、消防・救急、等々）は最大限「規模の経済」を追求し、人的・物的資源の集積を図ることが必要ですが、教育、医療・保健、介護、防災などの対人社会サービスは、用いる交通手段や地域での支え合い・見守りのネットワークづくりの点からも、広域化には限界があり、より小さい地域でのしくみづくりを考える必要があります。

たとえば、教育については、財政負担と教育効果の観点からの適正規模論と父母・子供の負担（通学時間や寄宿舎の問題など）とのバランスを考慮して、学校の配置（再編・統合）を検討する必要があります。

医療・保健や介護については、病院・介護ケアマネージャー・保健師の連携や通院手段の確保などが課題となります。また、地域を支える人材が減ってきている現状では、集落応援団的な行政のサポートが求められており、県や市町村職員の「地域支援企画員化」が必要です。さらに、施設サービスから在宅へという流れの中で、今後は「宅」のあり方が

問題となってきます。現在、コミュニティとしての機能が維持困難となっている集落、あるいは将来困難となることが予想される集落について、どのような対策を講じるのかについても検討する必要があります。

(2) 住民と行政の協働による自治と人づくり・教育の重要性

自前の地域づくりを考えて地域の経済基盤を強化していくことが求められていますが、そうした地域政策を道州レベルの広域で構想するにせよ、もっと狭い範囲で構想するにせよ、その成否を左右するのは「地域の力」であり「住民の力」です。したがって、住民同士の交流やコミュニケーションが大事になりますが、広大な地域となるとそれらが希薄化し形骸化する可能性があります。

したがって、広域基礎自治体の内部における自治のしくみ（「自治体内分権」のしくみ）や住民の協力・協働のしくみづくりに工夫が必要です。地域の歴史・文化・経済の一体性（アイデンティティ）を土台とする拠点の整備やコミュニティにおける住民の自治組織の役割がきわめて重要となります。

地方自治法や合併特例法では地域自治区や合併特例区の設置が規定され、地域協議会をつくることができますが、その性格は基本的には諮問機関です。中山間地域など広域基礎自治体内部で自治がきちんと機能するためには、住民の自治組織のリーダーが地域協議会のメンバーになるといったことも大事になってきます。

「地域の力」「住民の力」が、これからの自治体の経営においても、地域づくり・地域経済の活性化においても鍵になりますが、生涯教育も含めた教育をつうじての次の時代の担い手づくりがきわめて重要な課題となります。さまざまな機会を提供して「住民の力」を育てるコーディネーターとしての行政の役割が重要となりますが、そうした役割を果たすためにも、何よりも県や市町村の職員自身が「地域の住民」としての目線と姿勢を堅持することが必要です。

6. 長期的に見て望ましい基礎自治体の実現に向けて

本審議会では、長期的には2020～30年頃を想定して、広域の基礎自治体づくりを進めることを提案していますが、どのような具体的プロセスを踏むべきかについては、もちろん、旧法のもとで合併した自治体と合併しなかった自治体では事情が異なります。合併したばかりの自治体にとっては、すぐさま次の合併というわけにはいかないでしょうが、変化の激しい時代ですから、合併した自治体もしなかった自治体も、状況の変化に対応して次のステップに向けて進んでいくことが必要となっています。

そこで、<4の(6)>で述べた広域の基礎自治体づくりの枠組みを前提として、プロ

ックごとの協議の場をつくり、将来の合併や地域振興のあり方等について議論を始めることを提案したいと思います。

加えて、合併新法の期限内と期限後の取り組みとして、以下のことを提案します。

(1) 合併新法期限内の合併の取り組み

本縣市町村の財政状況や人口減少と高齢化が予想を超えて進行する可能性などを考えるとき、とりわけ合併しなかった小規模市町村の行財政は2020～30年まで持ちこたえられないかもしれません。したがって、当面の合併新法の期限内でも、長期的な枠組みを想定しつつ、可能なところから合併に取り組んでいく必要があると思います。具体的には、旧法のもとでは合併に至らなかった安芸広域9市町村、嶺北地域4町村、仁淀川下流域4市町村、幡多地域4市町村は、法期限内の合併をめざすことが望ましいと思われます。県はリーダーシップを発揮するとともに積極的な支援・協力の体制をつくるべきです。

合併には、大きなエネルギーとコストが要りますから、当面は、広域連合等の活用で行財政の改革を進めつつ、一気に大きな合併をした方がよいという考え方もあります。たしかに、再度の合併というのは難しい面があるかもしれませんが、逆に、一度経験すれば、ノウハウも蓄積され、それほど難事業ではないとも考えられます。

(2) 将来の広域合併に向けた広域行政の拡充・活用

旧法のもとで合併した市町村は、当面は特例措置も活用した地域づくりに取り組むこととなります。また、旧法のもとで隣接町村が合併したために合併新法のもとでも直ちに合併に取り組むことが困難な地域（具体的には、南国市、須崎市、梶原町）もあります。こうした地域については、広域の基礎自治体への再編という長期構想の枠組みを想定した広域行政の拡充・活用に積極的に取り組むことが必要です。

なお、広域行政の拡充については、これまでの一部事務組合や広域連合の見直しという視点に加え、県内一つといったより大きな枠組みの組織の検討も必要です。

(3) 合併新法期限後の取り組み

合併新法期限内の合併の取り組みの結果は予測できませんが、引き続き<6の(2)>で述べたようなプロセスを経ながら、2015年頃には、新旧の合併特例法のもとで合併した自治体に対する特例措置がそれぞれ基本的に終了します（あと激変緩和期間がありますが）。この頃が広域基礎自治体づくりに着手する時期となります。今後、道州制導入論議がどのような展開を見せるかはなお不透明ですが、多分この時期にはその帰趨がはっきりしていると思われます。

(4) 広域の基礎自治体と県の関係・役割分担

地方分権改革の趣旨からすれば、住民に近い行政施策は、基礎自治体が行うというのが基本です。地方自治法上の現在の県の役割は、広域事務、連絡調整事務、補完事務の三つに分けられますが、仮に道州制との関連で、広域事務は道州へ、補完事務は基礎自治体へ、という流れになれば、県に残るのは連絡調整事務のみということになります。

基礎自治体がどれくらいの業務を担うべきなのかという問題は、なお検討の必要がありますが、県と市町村の重複行政は解消しなければなりません。

また、広域の基礎自治体の体力を強化するためには、財源の面でも人の問題でも、県の支援が必要です。

県から広域の基礎自治体へ（「小さな県」「大きな基礎自治体」）というのが基本的流れであることは間違いありません。県の業務として残るものは何なのか、県は具体的な検討を進める必要があります。

7. おわりに

〔はじめに〕のところでも述べたように、合併問題は、結局長期的に自治体経営をどうするのか、という問題に帰着します。人口減少と高齢化、国と地方の財政危機という状況のもとで、地方行財政のしくみは大きな転換を迫られています。地方交付税・国の補助金・地方債に依存した行財政のしくみは、根本的な見直しを求められています。

高知県および県内各地域の将来について、どのような見通しをもつのか、日常圏としての地域社会をどのような形で維持していくのか、といった点で、審議会としての大まかな共通認識を得るべく審議を重ねてきました。論議すべき問題は多岐にわたりましたが、14回の審議会を開催したとはいえ、取り上げることができた問題や論点は限られたものです。今後引き続き検討すべき課題が多く残っていますが、最後に審議会としてぜひ強調しておきたいことを二、三述べて結びとしたいと思います。

一つは、県の役割・リーダーシップの問題です。10年先、20年先を見すえて、地域の自治のしくみ、行政のしくみをどのように組み直せばよいのか、この機会にぜひ各市町村並びに県民の皆さんに議論していただきたいのですが、県にはその牽引役として強いリーダーシップを発揮することが求められています。地域づくりは長期的な視点を必要とします。県は、地域づくりのビジョン・政策立案の面でももっと知恵をしぼり、プランナー、コーディネーターとしての役割を果たしていく必要があります。

いま一つは、住民に対する正確で分かりやすい情報の提供です。たとえば、各自治体の財政状況について広報する場合、具体的で分かりやすいデータを提供する必要があります。そうすることで、県民・住民と現状認識を共有しなければなりません。各自治体は税収で

人件費をどれくらいまかなっているのか。県債・地方債の残高と県・地方の総生産（国で言えばGDP）との比較、等々。ある意味で痛みを伴う改革が必要となった場合、自治体と住民の間で現状認識が共有できていなければ、改革は進みません。

地方分権改革は避けて通れない課題です。行財政のあり方の根底的な見直し等、地域レベルで、人間の知恵・力をいかに大きく発揮させて新たな仕組み・制度をつくり出していくのが、いま問われています。

高知県は、日本社会全体の15年先、20年先を行っていると考えべきです。人口減少・高齢社会において、いかにして「維持可能な地域社会」をつくるのか。地域住民の仕事と暮らしを支える公共サービスと社会インフラをどのようにして提供していくのか。県民あがての議論が求められています。

【資料1】合併に伴う市町村数の推移

H18.10.1現在

順位	都道府県名	市町村減少率 (H11 現在)
1	広島県	0.73
2	愛媛県	0.71
2	長崎県	0.71
4	大分県	0.69
4	新潟県	0.69
6	島根県	0.64
6	秋田県	0.64
8	岡山県	0.63
9	山口県	0.61
10	香川県	0.60
11	三重県	0.58
11	岐阜県	0.58
13	富山県	0.57
14	山梨県	0.56
15	兵庫県	0.55
16	石川県	0.54
17	佐賀県	0.53
18	徳島県	0.52
19	福井県	0.51
19	鳥取県	0.51
21	宮城県	0.49
21	鹿児島県	0.49
21	熊本県	0.49
24	茨城県	0.48
24	滋賀県	0.48
26	群馬県	0.46
27	静岡県	0.43
28	岩手県	0.41
29	青森県	0.40
29	和歌山県	0.40
31	京都府	0.36
32	高知県	0.34
33	栃木県	0.33
33	長野県	0.33
35	福島県	0.32
36	千葉県	0.30
36	福岡県	0.30
36	宮崎県	0.30
39	愛知県	0.28
40	埼玉県	0.23
40	沖縄県	0.23
42	山形県	0.20
43	奈良県	0.17
44	北海道	0.15
45	神奈川県	0.05
46	東京都	0.03
47	大阪府	0.02
	計	0.44

順位	都道府県名	市町村数
1	富山県	15
2	福井県	17
2	香川県	17
4	大分県	18
5	石川県	19
5	鳥取県	19
7	愛媛県	20
8	島根県	21
9	山口県	22
10	広島県	23
10	長崎県	23
10	佐賀県	23
13	徳島県	24
14	秋田県	25
15	滋賀県	26
16	京都府	28
16	山梨県	28
18	岡山県	29
18	三重県	29
20	和歌山県	30
21	宮崎県	31
22	栃木県	33
23	新潟県	35
23	岩手県	35
23	高知県	35
23	山形県	35
23	神奈川県	35
28	宮城県	36
29	群馬県	38
30	奈良県	39
30	東京都	39
32	青森県	40
33	兵庫県	41
33	沖縄県	41
35	岐阜県	42
35	静岡県	42
37	大阪府	43
38	茨城県	44
39	熊本県	48
40	鹿児島県	49
41	千葉県	56
42	福島県	61
43	愛知県	63
44	福岡県	68
45	埼玉県	71
46	長野県	81
47	北海道	180
	計	1,817

順位	都道府県名	1万人未満の 町村数
1	北海道	112
2	長野県	43
3	福島県	30
4	高知県	19
4	沖縄県	19
6	鹿児島県	18
7	奈良県	17
8	熊本県	16
9	青森県	12
10	和歌山県	11
10	宮崎県	11
10	東京都	11
13	福岡県	10
13	山形県	10
13	群馬県	10
16	山梨県	9
16	岩手県	9
18	秋田県	8
18	滋賀県	8
18	新潟県	8
21	鳥取県	7
21	島根県	7
21	京都府	7
21	岐阜県	7
26	山口県	6
26	佐賀県	6
26	徳島県	6
26	千葉県	6
26	愛知県	6
30	岡山県	5
31	宮城県	4
31	静岡県	4
33	長崎県	3
33	三重県	3
33	埼玉県	3
35	福井県	2
35	愛媛県	2
35	栃木県	2
35	神奈川県	2
35	大阪府	2
41	富山県	1
41	香川県	1
41	大分県	1
41	石川県	1
41	広島県	1
46	兵庫県	0
46	茨城県	0
	計	486

データは総務省資料及び報道発表

【資料2】各種財政指標市町村別一覧表

財政力指数(3ヶ年平均)			経常収支比率			地方債現在高比率			積立金現在高比率			実質公債費比率		
順	市町村名	数値	順	市町村名	数値	順	市町村名	数値	順	市町村名	数値	順	市町村名	数値
1	高知市	0.608	1	梶原町	79.2	1	春野町	170.6	1	梶原町	235.1	1	三原村	6.9
2	南国市	0.538	2	芸西村	83.7	2	土佐町	181.8	2	馬路村	197.6	2	芸西村	10.7
3	中村市	0.452	3	土佐市	88.5	3	芸西村	183.1	3	芸西村	176.2	3	梶原町	11.3
4	土佐山田町	0.451	4	野市町	88.9	4	土佐山田町	184.8	4	大野見村	171.4	4	田野町	12.3
5	野市町	0.450	5	十和村	89.4	5	土佐市	193.5	5	奈半利町	163.5	5	中土佐町	12.3
6	春野町	0.399	6	窪川町	89.5	6	本山町	194.8	6	北川村	149.2	6	黒潮町	13.4
7	須崎市	0.390	7	馬路村	89.6	7	仁淀村	199.9	7	田野町	143.1	7	土佐市	13.7
8	宿毛市	0.378	8	三原村	89.6	8	大方町	210.5	8	安田町	135.1	8	越知町	14.4
9	土佐市	0.371	9	いの町	89.7	9	いの町	210.7	9	赤岡町	133.6	9	馬路村	14.9
10	いの町	0.363	10	大正町	90.1	10	越知町	213.0	10	三原村	128.3	10	佐川町	15.3
11	香我美町	0.336	11	津野町	90.5	11	梶原町	215.4	11	仁淀村	98.6	11	四万十町	15.8
12	安芸市	0.295	12	土佐山田町	91.2	12	窪川町	219.7	12	吉川村	98.5	12	いの町	15.9
13	佐川町	0.287	13	土佐清水市	91.5	13	宿毛市	225.0	13	物部村	94.3	13	津野町	16.4
14	土佐清水市	0.284	14	土佐町	92.0	14	東洋町	231.1	14	十和村	79.6	14	香美市	16.5
15	窪川町	0.274	15	佐川町	92.2	15	中村市	237.7	15	いの町	78.8	15	土佐清水市	16.6
15	日高村	0.269	15	佐賀町	92.2	16	中土佐町	242.7	16	津野町	73.9	15	北川村	16.6
17	芸西村	0.268	17	大方町	92.3	17	香我美町	243.4	17	佐賀町	66.2	17	仁淀川町	17.1
18	赤岡町	0.267	18	南国市	92.5	18	大野見村	244.9	18	佐川町	64.3	18	香南市	17.2
19	夜須町	0.253	19	香我美町	93.0	19	佐川町	246.5	19	大川村	63.2	19	四万十市	17.7
20	室戸市	0.243	20	宿毛市	95.0	20	吾川村	246.7	20	土佐市	60.4	19	春野町	17.7
21	土佐町	0.239	21	大野見村	95.3	21	大豊町	250.6	21	吾川村	59.6	21	安田町	18.2
22	大方町	0.218	22	春野町	95.7	22	香北町	251.8	22	土佐町	58.6	22	奈半利町	18.4
23	佐賀町	0.203	23	越知町	95.8	23	野市町	253.1	23	中土佐町	56.2	23	室戸市	18.7
23	田野町	0.202	23	高知市	95.8	24	十和村	255.2	24	大正町	53.5	23	南国市	18.7
23	北川村	0.198	23	安田町	95.8	25	北川村	256.6	25	香北町	50.7	25	宿毛市	18.9
26	中土佐町	0.191	26	夜須町	96.5	26	佐賀町	257.1	26	香我美町	49.8	25	東洋町	18.9
27	仁淀村	0.190	27	田野町	96.6	27	西土佐村	257.2	27	西土佐村	44.4	25	土佐町	18.9
28	越知町	0.189	28	香北町	97.2	28	馬路村	261.2	28	本山町	43.1	28	大川村	19.3
29	奈半利町	0.181	29	大豊町	97.5	29	大川村	261.4	29	池川町	41.6	29	高知市	19.5
30	吾川村	0.180	30	大月町	97.8	30	室戸市	270.2	30	夜須町	41.0	30	日高村	20.6
31	本山町	0.177	31	物部村	98.1	31	大正町	275.1	31	日高村	41.0	30	本山町	20.8
31	馬路村	0.171	31	中土佐町	98.1	32	南国市	277.5	32	越知町	40.7	32	大月町	23.1
33	香北町	0.169	33	安芸市	98.2	33	日高村	280.2	32	大方町	40.7	32	須崎市	23.4
34	安田町	0.165	34	西土佐村	98.3	34	土佐清水市	280.5	34	東洋町	39.9	34	安芸市	25.9
35	大豊町	0.161	35	東洋町	98.6	35	大月町	284.9	35	春野町	39.6	35	大豊町	26.4
36	津野町	0.149	36	吾川村	98.9	36	物部村	285.6	36	土佐山田町	38.8	36	土佐山田町	28.8
37	吉川村	0.148	37	池川町	99.1	37	津野町	290.2	37	宿毛市	34.0	37	宿毛市	28.1
38	大正町	0.144	38	須崎市	99.3	37	夜須町	290.2	38	大豊町	33.4	42	安芸市	27.4
39	大月町	0.138	39	仁淀村	99.5	39	田野町	295.6	39	窪川町	30.6	43	室戸市	22.5
40	東洋町	0.135	40	本山町	99.8	40	三原村	303.2	40	野市町	28.8	44	南国市	17.1
41	西土佐村	0.132	41	日高村	101.1	41	池川町	313.5	41	中村市	28.1	45	須崎市	14.3
42	物部村	0.130	42	奈半利町	101.4	42	安田町	350.2	42	安芸市	27.4	46	土佐清水市	13.4
43	十和村	0.120	43	室戸市	101.7	43	奈半利町	352.0	43	室戸市	22.5	47	大月町	12.7
44	池川町	0.119	44	中村市	102.3	44	高知市	367.8	44	南国市	17.1	48	高知市	4.3
44	三原村	0.116	44	北川村	102.3	45	安芸市	374.0	45	須崎市	14.3			
46	大川村	0.115	46	大川村	105.6	46	須崎市	399.5	46	土佐清水市	13.4			
46	梶原町	0.115	47	赤岡町	105.7	47	吉川村	432.9	47	大月町	12.7			
46	大野見村	0.115	48	吉川村	108.6	48	赤岡町	466.2	48	高知市	4.3			

特定資金公共事業(除く)

出典:「平成16年度県内市町村普通会計決算見込みの状況」H17.10市町村振興課資料

ただし、実質公債費比率は、2003～05年度の3ヶ年平均で算出した速報値

【用語の説明】

財政力指数	標準的な行政需要に対して、その団体の収入でどれくらい賄えるかという地方公共団体の財政力を示す指数。
経常収支比率	財政構造の弾力性を判断するための指数で、数値が高いほど臨時の財政に対して余裕がなく、弾力性が失われていることになる。
地方債現在高比率	地方公共団体が今までに借りた借入金(地方債)現在高の標準財政規模に占める割合。
標準財政規模	通常収入が見込める一般財源の規模。
積立金現在高比率	積立金現在高の標準財政規模に占める割合。
実質公債費比率	自治体の税収に地方交付税を加えた標準的な収入に対する借金返済額の割合。